

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規定は、株式会社新閃力（以下「当社」という）におけるコンプライアンスについて規定する。

(役職員と当社の関係)

第2条 役職員は、自己の業務活動等に際し、その内容について当社が関与し責任をもつような印象を顧客に与えてはならず、自己の業務活動等は自己の責任において実行していることを自覚し、かつ顧客に対してもその旨を伝えなければならない。

2 役職員は、業務活動等において、当社の活動内容について事実と反する表示・表現または誤解を生じさせる恐れのある表示・表現をしてはならない。

(法令、規程等の遵守)

第3条 役職員は、法令やルールおよびその精神を尊重し、これを遵守しなければならない。

2 役職員は、本規程その他の当社が定める規程・規則を誠実に遵守しなければならない。

(基本的な心構え)

第4条 役職員は、常に利用者や相談者の立場を尊重し、顧客満足を心がけるとともに、信頼される法人の役職員にふさわしい専門性の高いサービスを提供しなければならない。

(守秘義務)

第5条 役職員は、業務活動等において知り得たすべての情報（公表されているものを除く）を機密として扱い、第三者に漏洩してはならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、株主総会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、令和3年4月1日より実施する。